○厚生労働省告示第三百二十一号

健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第六十一条第一項の規定に基づき、健康保険法施行令第六十一条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成二十一年厚生労働省告示第五百二十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十月三日　厚生労働大臣　加藤　勝信

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
健康保険法施行令第六十一条第一項の厚生労働大臣が指定する地域は、次の表に掲げる市町村の区域とする。	健康保険法施行令第六十一条第一項の厚生労働大臣が指定する地域は、次の表に掲げる市町村の区域とする。
（略）	（略）
島根県　大田市の区域	島根県　大田市の区域
（略）	（略）
長崎県　島原市、大村市、平戸市及び西海市の区域	岡山県　笠岡市の区域
（略）	長崎県　島原市、大村市、平戸市、松浦市及び西海市の区域
	（略）

○農林水産省告示第千五百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十月三日　農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　佐賀県杵島郡白石町大字湯崎字川津一九二五の三、一九二五の四、一九二五の六、一九二五の七、一九二五の三六から一九二五の三八まで、一九二六、一九七〇の二、一九七二の一、一九七二の二、一九七五の二、二〇二〇、二〇二一の一、二〇二一の二、二〇二二の一、二〇二二の二、二〇二四の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び白石町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年十月三日　農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道虻田郡倶知安町字山田一九六の九・一九六の一二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　索道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び倶知安町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年十月三日　農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　三重県津市白山町垣内字北布引二八の四九・二八の五三・二八の一三六四・伊賀市奥馬野字布引八五三の一・坂下字布引一〇七八の二・一〇七八の七一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を三重県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年十月三日　農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市深見町岩花一〇六七の六二（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び豊田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十月三日　農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　静岡県富士市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

富士市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び富士市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百八号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、平成二十九年二月七日に消滅したものとみなされる。

平成二十九年十月三日　農林水産大臣　**齋藤　健**

1　登録番号　第21359号

2　登録年月日　平成24年2月2日

3　農林水産植物の種類

Impatiens L.

4　登録品種の名称　BALFUSIMGLO

5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所

株式会社エム・アンド・ビー・フローラ

山梨県北杜市小淵沢町上笹尾3181番地4

○農林水産省告示第千五百九号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、平成二十九年二月三日に消滅したものとみなされる。

平成二十九年十月三日　農林水産大臣　**齋藤　健**

1　登録番号　第7665号

2　登録年月日　平成12年2月4日

3　農林水産植物の種類

Dianthus caryophyllus L.

4　登録品種の名称　カリフォルニア　ドリーミン

5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所

雪印種苗株式会社

北海道札幌市厚別区上野幌1条5丁目1番8号